

懲戒に関する規定 (案)

(総則)

第1条 神奈川県剣道連盟規約第 11 条の規程に基づき、非違行為のあった連盟会員に対する懲戒について定める。

(懲戒処分の内容)

第2条 会員に非違行為があり且懲戒を必要とする場合、その会員に対する懲戒処分の内容は次のとおりとする。

- (1) 除名
- (2) 称号、段位の自主返納勧告
- (3) 本連盟および支部における役職就任資格の永久停止
- (4) 本連盟および支部における役職就任資格の停止、3ヶ月以上1年以内
- (5) 戒告
- (6) 嚴重注意(文書)
- (7) 注意(口頭)

(除名および称号、段位の自主返納勧告)

第3条 会員がこの連盟の名誉を著しく傷つけ、又はこの連盟の目的に著しく違反する行為があったときは、会長は調査を命じ、理事会の議決を経て、会長はその会員に対し第 2 条(1)除名および(2)称号、段位の自主返納勧告処分を行うことができる。この場合、全日本剣道連盟へ報告し、その指示に従うものとする。

(その他の懲戒処分)

第4条 会員がこの連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反し、会員としてふさわしくない行為のあったときは、会長は調査を命じ、理事会の議決を経て、第 2 条(3)より(7)の処分をすることができる。その決定は会員の届出住所宛の文書または口頭でその会員に通告するものとする。

付則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日より施行する。

2 令和〇年〇月〇日より改訂、実施する

註 第 3 条の条項は全日本剣道連盟綱紀委員会第 4 条第 5 項による。